

別 紙

県立学校における部活動に係る取扱いについて

1 県外の学校やチームとの交流について

県外の学校やチームとの交流については6月23日（水）から可能とする。

ただし、これまでに発出された通知等に従い、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めるとともに、交流実施の可否については、次の点を踏まえ判断すること。

- (1) 感染リスクが高いと判断される地域については、引き続き交流を自粛すること。  
(佐賀県教委が基準としている1週間の10万人あたりの新規感染者7.5人を少なくとも2週連続で下回っていること。)
- (2) 交流先の自治体が本県からの往来を規制していないこと。
- (3) 交流先の自治体が部活動の県外交流を制限していないこと。
- (4) 交流先の学校が感染による臨時休業等の措置をとっていないこと。
- (5) その他、判断に迷う場合は教育委員会に相談すること。

2 県外の学校やチーム等の交流を行う場合の留意事項について

- (1) 県外交流については保護者の理解を得ること。
- (2) 不参加を希望する生徒があれば、その意思を尊重すること。
- (3) 基本的な感染症対策を徹底すること。
- (4) 交流時だけではなく、食事や更衣時、休憩時、会場等への移動時など、あらゆる場面で気が緩むことがないよう、終始感染症対策を意識すること。特に公共交通機関や公共の場においては注意すること。
- (5) 大会に参加する場合は、各大会における感染症対策を厳守し、交流をする場合は、参加する学校と感染症対策等を前もって決めておくなど、感染拡大防止に万全を期すこと。
- (6) 生徒、顧問、外部指導者等の体調管理を徹底し、交流及び大会に参加予定の者に発熱、咳等の風邪症状があったり、体調不良が見られたりする場合は、参加させないこと。
- (7) 県外交流後は健康観察を徹底し、少しでも症状がある場合は、行動自粛を心がけ、かかりつけ医または「受診・相談センター」へ相談すること。